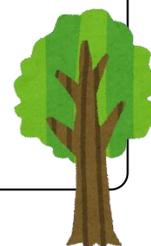


チャレンジ！私たちが参画してつくるあかいわ

令和8年度 実施事業

赤磐市市民活動実践モデル事業 募集要項



「地域の活性化」と「協働のまちづくり」を進めるための【市民活動実践モデル事業】を実施します。地域の課題解決につながり、市と「協働」で取り組むことで、より効果的なまちづくりにチャレンジしませんか。

募集期間：令和7年9月1日（月）～10月31日（金）

【目次】

- | | |
|----------------------|--------|
| ・市民活動実践モデル事業の概要について | P. 2～4 |
| 1. 事業の仕組み | P. 2 |
| 2. 対象となる事業・対象とならない事業 | P. 2 |
| 3. 対象となる市民活動団体などの要件 | P. 3 |
| 4. 補助金の額・補助対象経費について | P. 3、4 |
| ・事業日程について | P. 5、6 |
| ・その他 | P. 6 |
| ・行政提案型事業テーマ | P. 7 |



— 市民生活部 協働推進課 —

■市民活動実践モデル事業の概要について

1. 事業の仕組み

「地域の活性化」と「協働のまちづくり」を推進することを目的として、市民活動団体などの皆様から地域課題の解決につながる**事業提案※**を募集し、市と目的を共有し、役割と責任を確認しあい、協働で事業を実施する。

☆☆☆ 事業提案の種類は2種類！ ☆☆☆

①市民提案型事業

市民活動団体などが、市と「協働」することで、より効果的な地域課題の解決が期待できると考える事業を提案する。

②行政提案型事業

市が市民活動団体などと「協働」することで、より効果的な事業展開を期待するテーマを提示し、市民活動団体などから事業企画案を公募する。(→P7)

※上記のいずれかを選択し、1団体1事業の提案ができます。

2. 対象となる事業・対象とならない事業

①対象となる事業

- ・公益性、社会貢献性があり、市との協働により効果的な課題解決や地域の活性化が期待できる事業
- ・先進性、先駆性等の工夫又はアイデアがあり、現在実施されていない事業
- ・赤磐市を対象とする事業。ただし、多様化する「地域課題」に対応していくために、事業範囲が限定される事業も対象とする

②対象とならない事業

- ・営利を目的としている事業
- ・本市の他の制度により実施が可能な事業
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・実施主体により既に取り組みされている事業であって、単に当該団体の費用負担を軽減することのみを目的とする事業
- ・国、県及び他の地方公共団体からの助成対象となっている事業
- ・その他、市長が不適切と判断する事業

※本事業について、赤磐市総合計画の方向性に沿った事業が望ましい。

《総合計画 重点戦略》

- 1 経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る
- 2 安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る
- 3 多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

3. 対象となる市民活動団体などの要件（全て満たすこと）

- ・赤磐市協働のまちづくり指針の理念を十分に理解していること
- ・活動の拠点が赤磐市にあり、非営利で活動していること
- ・3人以上で組織され、運営に関する規約が定められていること
- ・1年以上の継続した活動を行っていること、又は今後1年以上の活動の継続性が見込まれること
- ・予算、決算について適正な会計処理が行われていること
- ・応募した事業の企画から実施、運営、完了まで実行できる組織であること
- ・政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと
- ・赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が運営に関与していないこと

4. 補助金の額・補助対象経費について

①補助金の額

補助対象事業	上限額	補助率	対象経費
市民提案型事業 行政提案型事業	200,000円	10/10 (ただし、百円未満の額があるときは、これを切り捨てた額とする。)	提案事業の実施に要する経費 (報償費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料などをいう。)
補助回数	同一事業については、3回までを補助回数の上限とする。		

②補助対象経費について

次のすべての要件を満たす経費が補助の対象となります。

- ・事業実施のために直接必要な経費
- ・補助金の交付決定をした日から事業終了日までの期間に支払った経費（令和8年度中）

③補助対象となる経費の費目

費目	内容
謝金	外部の講師などに支払うもの
消耗品費	文房具、コピー用紙など
印刷製本費	パンフレットや冊子の印刷、コピー代など
通信運搬費	はがき・切手代など
保険料	ボランティア保険・行事保険など
使用料・賃借料	会場使用料・機材等のレンタル料など

④補助対象とならない経費

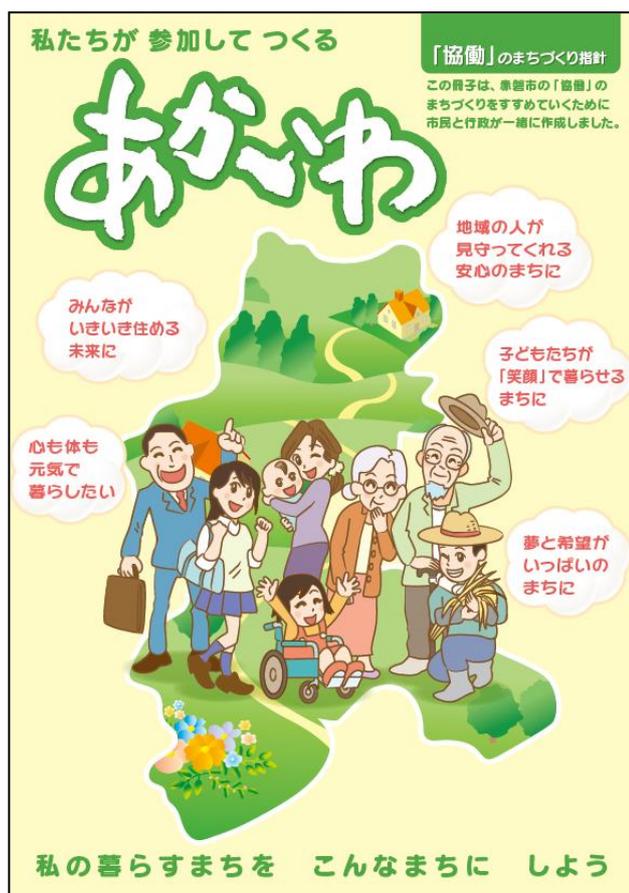
次のすべての経費は補助の対象となりません。

1	事業に直接関係のない経費	2	備品購入費 ※形状または性質を変えることなく長期間の使用に耐えるもの
3	団体の管理運営に関する経費※1	4	電話代など用途の確認できない経費
5	飲食に関する経費※2	6	団体の基盤強化のための経費（研修費など）
7	商品券など金券の購入費	8	領収書のないもの
9	市長が社会通念上適切でないと認めた経費		

※1 = 人件費・光熱水費・家賃など

※2 = 外部講師への昼食や、会議などで必要な茶菓子等は、対象経費の5%以内とします。ただし、参加者の熱中症対策の飲料水など事業実施に不可欠な経費はこの限りではありませんので、事前に事務局にご相談ください

赤磐市協働のまちづくり指針



令和7年度実施事業

赤磐市民吹奏楽団あかいわ WIND
定期演奏会の開催など、吹奏楽を通じた地域活性化事業を展開する。
赤磐子ども NPO センター
不登校児童や行き渋りの子どもたちを持つ保護者に対する支援事業を行う。
山陽団地もりあげ部
山陽団地内でイベント等を開催し、世代間や世代を超えた交流の促進、地域の活性化に資する事業を行う。
赤磐の子どもに希望を届け隊
市民や学校の先生に向けた教育情報等の提供や関連イベントを開催する。
赤磐市野生動植物調査会
生物多様性地域戦略の策定に向けた活動支援・情報提供を行う。

■事業日程について

1	●事業の説明（随時）	募集内容・手続きの流れなどについて説明します
↓		
2	●エントリーシートの提出 令和7年10月31日（金） 17:00まで	協働推進課へ提出してください ※可能でしたら、直接ご提出ください
↓		
3	●ヒアリング 11月中	提案した事業について、市役所（協働担当課・協働推進課）とのヒアリングを実施します
↓		
4	●協働内容確認 12月中	ヒアリングで話し合われた内容を基に、市とは別に定める「市民活動実践モデル事業審査委員会」が協働の内容の確認を行います
↓		
5	●事業計画協議 令和8年1月23日〆切	協働内容確認の後、必要に応じて市役所（協働担当課・協働推進課）と事業計画について再協議し、事業申請書・ <u>事業提案書</u> を提出します
↓		
6	●事業審査 令和8年2月中	「市民活動実践モデル事業審査委員会」による事業審査（プレゼンテーション審査）を実施します
↓		
7	●事業決定 令和8年3月中	審査委員会の審査結果を元に、採択事業を決定し、通知します
↓		
8	●協定書締結・補助金申請 令和8年4月初旬	市と事業協定書を締結し、補助金の申請手続きをおこないます
↓		
9	●事業実施	事業申請書に基づき事業を実施します
↓		
10	●事業完了・実績報告書提出 令和9年3月31日まで	事業についての実績報告を行うとともに、両者で事業について評価します
↓		
11	●事業報告会 令和9年夏ごろ	令和8年度中に行った事業の報告会や参加者・他団体との交流会を実施します ※時期は予定であり、変更になる場合があります

- 市役所（協働担当課・協働推進課）とのヒアリング
→協働担当課・協働推進課との話し合いをおこないます。
提案事業を協働担当課に説明し、お互いに十分に事業に対する理解を深めていただきます。

- 協働内容確認
→市民活動実践モデル事業審査委員会が、事業の「協働部分」の内容把握のために、確認を行います。

- 事業計画協議
→協働内容確認の後に、審査委員会からの意見を各団体へ伝えます。その意見をもとに必要に応じて、再度市役所（協働担当課・協働推進課）と事業計画について協議し、事業申請書・**事業提案書**を提出していただきます。

- 事業審査（プレゼンテーション審査）
→市民活動実践モデル事業審査委員会に対し事業のプレゼンテーション（事業内容の発表）を行ったあと、審査委員会委員からの質問に答えていただきます。
プレゼンテーションに参加しない場合は、取り下げがあったものとみなしますので、必ず出席してください。

- 審査の基準
市民活動実践モデル事業審査委員会は概ね次の基準をもとに審査します。

的確性	協働の必要性及び効果	実現可能性
具体性	発展性	公益性

- 採択する事業
市民活動実践モデル事業審査委員会からの意見（結果）を踏まえ、実施が適当と認められる事業を、予算の範囲内で採択します。

■その他

- ①事務局
事務局は協働推進課に置き、市民活動実践モデル事業に係る事務全般を担当します。
- ②情報公開
申込書などの提出書類は、個人情報などを除き、情報公開の対象となります。
- ③採択後の事業内容の変更
原則として採択後の事業内容の変更はできません。やむを得ない事情により変更が必要となった場合は、事務局に相談してください。予算配分が変わる場合も同様です。

令和8年度 実施事業

市民活動実践モデル事業【行政提案型事業】

テーマ	市担当課	赤磐市生物多様性の保全	環境課
提案を募集する理由		<p>気候変動問題は今や「気候危機」とも言われていて、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない、喫緊の課題です。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われてしています。</p> <p>生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。豊かな生物の多様性を保全し、その恩恵を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することが、市民の生活環境の保全、快適性の向上のためには必須であり、そのための計画を策定する必要があると考えています。</p>	
市で取り組んでいる事業とその課題		<p>生物多様性の保全を行うためには、様々な分野、主体がこれに取り組む必要があります。</p> <p>次年度は2年目の取組になります。現在、戦略の内容を練りながら、必要な調査等がないか検討しています。</p>	
達成したい目標・成果		<ul style="list-style-type: none"> ・赤磐市生物多様性地域戦略の策定 ・赤磐市の生物と触れ合う機会を創出し、市の現状を多くの方に知ってもらう。 	
担当課からのメッセージ		<p>市としては最終的に、戦略を制定し、市民・事業者等を含めた一体となった施策や取組を展開していきたいと思っています。そのために、協働しましょう。</p>	